

品種保護対策業務実施規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が、業務方法書第14条第2項第2号から第6号までに掲げる育成者権の侵害対策及び活用促進に係る業務（以下「品種保護対策業務」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(品種保護対策業務を行う組織等)

第2条 農研機構が行う品種保護対策業務は、種苗管理センターにおいて行う。

2 理事（種苗管理、事業開発担当）（以下「理事」という。）は、品種保護対策業務の実施に関する権限を、種苗管理センター所長（以下「所長」という。）に委任する。

(育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集、整理及び提供)

第3条 種苗管理センターは、国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集及び整理を行うとともに、必要に応じて国内産地等に赴き、育成者権の侵害及び活用に関する実態調査を行うものとする。

2 種苗管理センターは、収集及び整理した情報等を農研機構のウェブサイト等により育成者権者等に提供するものとする。

(育成者権の侵害及び活用に関する相談及び助言)

第4条 種苗管理センターは、育成者権の侵害及び活用に関する相談窓口を設置し、育成者権者等から育成者権の侵害及び活用に関する相談を受けるとともに、対抗措置及び活用方法に関する助言を行うものとする。

(品種類似性試験)

第5条 種苗管理センターは、育成者権者等からの依頼に基づき、育成者権の侵害が疑われる種苗、収穫物、加工品等（以下「育成者権侵害疑義物品」という。）を判定するための品種の類似性に関する試験（以下「品種類似性試験」という。）を行うものとする。

2 品種類似性試験を依頼しようとする者（以下「試験依頼者」という。）は、種苗管理センターに別に定める試験依頼書を提出して依頼を行うものとする。ただし、犯罪捜査に係る鑑定の場合は、鑑定嘱託書をもって試験依頼書に代えることができるものとする。

3 品種類似性試験は、次に掲げる事項のうち試験依頼者が依頼する事項について行うものとする。

一 登録品種及び出願品種（以下「登録品種等」という。）と当該登録品種等に係る育

成者権の侵害が疑われる品種との特性比較

二 登録品種等と当該登録品種等に係る育成者権の侵害が疑われる品種との比較栽培

三 登録品種等と当該登録品種等に係る育成者権の侵害が疑われる品種とのDNA分析

4 種苗管理センターは、品種類似性試験の依頼があった場合は、試料の数量、送付の方法、時期及び場所、結果報告の時期その他品種類似性試験の実施に必要な事項について試験依頼者と協議するものとする。

5 所長は、品種類似性試験を行うことが適当でないと認めるとき、又は品種類似性試験を行うことができないときは、依頼に応じないこととし、その旨を試験依頼者に通知するものとする。

6 所長は、品種類似性試験を終了したときは、試験依頼者に別に定める報告書をもって通知するものとする。

(品種類似性試験の種類)

第6条 前条第3項第1号の特性比較とは、試験依頼者から種苗管理センターに提出された植物体同士を目視及び計測により比較し、必要な項目について農林水産省輸出・国際局長が作成する種類別審査基準（以下「種類別審査基準」という。）を用いて特性を調査する試験をいう。なお、植物体の形質は栽培環境により変動するため、特性比較の結果区別性が認められたことをもって、比較した植物体同士が同一の品種でないとするものではなく、このことを確認するためには次項の比較栽培の実施が必要であることを、種苗管理センターはあらかじめ試験依頼者に説明するものとする。

2 前条第3項第2号の比較栽培とは、試験依頼者から提出された種苗又は提出された植物体から生産された種苗を現地調査・栽培試験実施規程（28規程第145号）に基づく栽培試験と同一の方法で栽培し、必要な項目について種類別審査基準を用いて特性を調査する試験をいう。

3 前条第3項第3号のDNA分析とは、試験依頼者から提出された植物体又は一部組織からDNAを抽出し、妥当性が確認されたDNA品種識別技術を用いて塩基配列を比較する試験をいう。

(品種類似性試験の試料等)

第7条 試験依頼者は、品種類似性試験を依頼する場合は、種苗にあつては栽培可能な状態の種苗を、切花にあつては特性の調査又は種苗の生産が可能な状態の切花を試料として種苗管理センターに提出しなければならない。

2 種苗管理センターは、提出された試料が前項の状態に合致しない場合は、当該試料を廃棄できるものとする。

3 種苗管理センターは、必要があると認める場合には、試験依頼者に試料の追加提供を求めることができる。

4 提供された試料は、原則として返還しないものとする。

(品種類似性試験の委託)

第7条の2 所長は、試験依頼者から依頼された品種類似性試験のうち種苗管理センター

においてその実施が困難な植物については、関係行政機関、学校その他相当と認める者に対し、当該植物に係る品種類似性試験を委託することができる。

- 2 品種類似性試験の委託先は、次に掲げる委託する品種類似性試験の内容に応じ、当該各号に定める技術を有していると所長が認める者のうちから選定するものとする。
 - 一 第5条第3項第1号の特性比較又は同項第2号の比較栽培 品種類似性試験を実施する植物について種別審査基準に基づく栽培及び特性調査の技術を有していること。
 - 二 第5条第3項第3号のDNA分析 品種類似性試験を実施する植物について、種苗管理センターと同等程度の品種識別技術を有していること。
- 3 所長は、品種類似性試験を委託するときは、当該品種類似性試験を委託する者と品種類似性試験の委託に関する契約（以下「委託契約」という。）を締結する。
- 4 前項の委託契約の額は、原則として当該品種類似性試験の実施に要する経費の額とする。
- 5 前条の規定は、第1項の品種類似性試験の委託について準用する。この場合において、同条第1項中「種苗管理センター」とあるのは、「種苗管理センターが指定する者」とする。

（侵害状況記録の作成及び寄託）

- 第8条 種苗管理センターは、育成者権者等からの依頼に基づき、育成者権侵害疑義物品の状況の調査及び記録資料の作成（以下「侵害状況記録の作成」という。）並びに育成者権侵害疑義物品又は先育成品種若しくはこれらから抽出されるDNAの保管等（以下「寄託」という。）を行うものとする。
- 2 侵害状況記録の作成又は寄託を依頼しようとする者（以下「作成等依頼者」という。）は、種苗管理センターに別に定める依頼書を提出して依頼を行うものとする。
 - 3 種苗管理センターは、侵害状況記録の作成又は寄託の依頼があった場合は、これらの実施に必要な事項について、作成等依頼者と協議するものとする。
 - 4 所長は、侵害状況記録の作成若しくは寄託を行うことができないとき、又は適当でないときと認めるときは、依頼に応じないこととし、その旨を作成等依頼者に通知するものとする。
 - 5 所長は、侵害状況記録を作成したときは、作成等依頼者に別に定める記録書を交付するものとする。

（侵害状況記録の作成）

- 第9条 前条第1項の侵害状況記録の作成は、次に掲げる事項のうち、作成等依頼者が依頼する事項について作成する。
- 一 登録品種等に係る育成者権侵害疑義物品の栽培、生産、保管、販売等の年月日、場所、数量、金額等の記録
 - 二 登録品種等に係る育成者権の侵害が疑われる行為に関する関係者からの聞き取り調査の記録
- 2 種苗管理センターは、作成等依頼者から依頼があった場合、侵害状況記録の作成に係

る調査に際して、侵害状況記録の作成の依頼に係る育成者権侵害疑義物品を作成等依頼者が入手するのに立ち会うものとする。

(寄託)

第10条 第8条第1項の寄託は、次に掲げる物のうち作成等依頼者の依頼する物（以下「寄託物」という。）について行う。

- 一 登録品種等に係る育成者権侵害疑義物品
- 二 種苗法第27条に規定される先育成に係る種苗
- 三 第1号又は前号の物から抽出されるDNA

(寄託物の提出等)

第11条 作成等依頼者は、寄託を依頼するに当たっては、種苗にあっては栽培可能な状態の種苗を、収穫物のうち切花にあっては種苗の生産が可能な状態の切花を、その他の収穫物及び加工品にあっては保管可能な状態の物を寄託物として種苗管理センターに提出しなければならない。

- 2 所長は、前項に合致する寄託物の提出及び手数料の納付を確認した場合は、作成等依頼者に別に定める寄託開始通知書を送付する。
- 3 種苗管理センターは、提出された寄託物が第1項の状態に合致しない場合は、当該寄託物を廃棄できる。

(寄託物の保管期間)

第12条 寄託物の保管期間は、当該寄託物を種苗管理センターが受け取った日から1年間とする。

- 2 前項の保管期間は、寄託物の保管期間が終了する日の前日までに別に定める寄託更新依頼書を提出することによって、3年間を限度に1年ごとに更新することができる。この場合において、寄託物が訴訟の証拠品となる等の特別な理由があるときは、3年を超えて更新することができる。

(寄託物の保管期間中の管理)

第12条の2 作成等依頼者は、保管期間中の寄託物の管理のため、種苗管理センターの職員の立会いの下で必要な作業を行うことができる。

- 2 前項の管理のための作業及び種苗管理センターの職員の立会い（以下「寄託物の管理の立会い」という。）を依頼しようとする作成等依頼者は、種苗管理センターに別に定める依頼書を提出して依頼を行うものとする。
- 3 所長は、寄託物の管理の立会いを行うことができないとき、又は適当でないと認めるときは、依頼に応じないこととし、その旨を作成等依頼者に通知するものとする。
- 4 第1項の管理のための作業を行うため寄託物を種苗管理センター外に持ち出す必要がある場合において当該寄託物の持ち出しは、種苗管理センターの職員が行うものとする。
- 5 作成等依頼者は、寄託物の管理の立会いの記録（以下「寄託物の記録」という。）が

必要である場合には、種苗管理センターに別に定める依頼書を提出して、その作成を依頼することができる。

- 6 所長は、寄託物の記録の作成を行うことができないとき、又は適当でないと認めるときは、依頼に応じないこととし、その旨を作成等依頼者に通知するものとする。
- 7 所長は、寄託物の記録を作成したときは、作成等依頼者に別に定める記録書を交付するものとする。

(寄託物の廃棄)

第13条 保管期間が終了した寄託物は、種苗管理センターにおいて廃棄する。

- 2 種苗管理センターは、作成等依頼者から別に定める寄託依頼書又は寄託更新依頼書が提出された場合であっても、第18条第1項に定める納付期限（同条第2項の規定により納付期限を延長した場合にあっては、当該延長した後の納付期限）までに手数料が納付されなかった場合には、寄託又は寄託の更新が取り下げられたものとみなし、当該寄託物を廃棄することができる。

(寄託物の返還)

第14条 作成等依頼者は、別に定める返還請求書を寄託物の保管期間内に種苗管理センターに提出することによって、その全部又は一部の返還を請求することができる。

- 2 所長は、作成等依頼者から前項に基づく寄託物の返還の請求があった場合には、別に定める寄託証明書を付して、速やかに作成等依頼者に返還するものとする。

(種苗の生産)

第14条の2 品種類似性試験若しくは寄託を依頼しようとする者又は種苗法（平成10年法律第83号）第35条の3第1項の判定を請求しようとする者は、種苗管理センターに種苗の生産を依頼することができる。

- 2 前項の規定による種苗の生産を依頼しようとする者（以下「種苗生産依頼者」という。）は、種苗管理センターに別に定める依頼書を提出して依頼を行うものとする。
- 3 種苗管理センターは、種苗の生産の依頼があった場合は、種苗生産依頼者に種苗の生産が成功しないことがあることを説明するとともに、その実施に必要な事項について協議するものとする。
- 4 所長は、種苗の生産を行うことができないとき、又は適当でないと認めるときは、依頼に応じないこととし、その旨を種苗生産依頼者に通知するものとする。
- 5 所長は、種苗の生産を行ったときは、種苗生産依頼者に別に定める種苗生産結果報告書をもって通知するものとする。
- 6 種苗管理センターは、種苗生産依頼者から依頼を受けた種苗の生産が成功した場合は、当該種苗を当該種苗生産依頼者が依頼した品種類似性試験若しくは寄託の試料又は種苗法第35条の3第1項の判定のために提出する資料として使用するものとする。
- 7 種苗管理センターは、種苗生産依頼者から依頼を受けた種苗の生産が成功しなかった場合又は前項の規定により生産が成功した種苗のうち試料等として使用したもの以外に残余が生じた場合は、当該生産に係る植物体又は残余の種苗を廃棄することができる。

ただし、当該種苗生産依頼者から所長が別に定める返還請求書又は寄託依頼書の提出があったときは、この限りでない。

（依頼者の名義等の変更）

第14条の3 試験依頼者、作成等依頼者及び種苗生産依頼者は、第5条第2項、第8条第2項又は前条第2項の依頼書に記載した氏名若しくは名称及び代表者氏名、住所又は電話番号に変更がある場合は、別に定める変更届を提出するものとする。

（複本）

第15条 所長は、試験依頼者又は作成等依頼者から請求があった場合は、第5条第6項の報告書又は第8条第5項若しくは第12条の2第7項の記録書の複本を発行するものとする。

2 前項の請求は、第5条第2項、第8条第2項若しくは第12条の2第5項の依頼書に記載し、又は別に定める複本請求書を提出することにより行うものとする。

（品種類似性試験等の中止）

第16条 所長は、天災地変その他やむを得ない事由により、品種類似性試験、侵害状況記録の作成、寄託及び種苗の生産（以下「品種類似性試験等」という。）の継続が困難であると認めた場合は、当該品種類似性試験等を中止することができる。

2 所長は、品種類似性試験等を中止した場合は、当該品種類似性試験等の依頼者にその旨を通知する。

3 所長は、品種類似性試験等の依頼者から別に定める取下げ申請書をもって品種類似性試験等の取下げが申請された場合は、当該品種類似性試験等を中止するものとする。

（品種保護対策業務の手数料等）

第17条 品種類似性試験等、寄託物の管理の立会い、寄託物の記録の作成、DNAの寄託における抽出並びに品種類似性試験結果報告書、侵害状況記録書及び寄託物の記録書の複本に要する手数料の額は、別記のとおりとする。

2 試験依頼書、作成依頼書、寄託依頼書、寄託物の管理の立会い依頼書、寄託物の記録の作成依頼書、種苗生産依頼書、複本請求書、品種類似性試験の試料、寄託又は種苗の生産に係る種苗等の送付のための経費並びに試料の採取及び現地調査に要する旅費相当額（旅費規程（18規程第92号）により算出した額とする。以下同じ。）は、品種類似性試験に関するものにあつては試験依頼者の、侵害状況記録の作成又は寄託に関するものにあつては作成等依頼者の、種苗の生産に関するものにあつては種苗生産依頼者の負担とするものとする。

（手数料等の納付）

第18条 試験依頼者、作成等依頼者及び種苗生産依頼者は、本部管理本部藤本・大わし管理部長（以下「管理部長」という。）が発行する請求書により、納付期限までに品種類似性試験等、寄託物の管理の立会い、寄託物の記録の作成、DNAの寄託における抽

出並びに品種類似性試験結果報告書、侵害状況記録書及び寄託物の記録書の複本に要する手数料及び旅費相当額（以下「手数料等」という。）を納付しなければならない。

- 2 管理部長は、犯罪捜査に係る鑑定の場合その他所長が必要と認めた場合は、請求書の納付期限を延長するものとする。この場合において、所長は、手数料等の納付を待たずに品種類似性試験結果報告書の通知、侵害状況記録の作成、寄託の開始、寄託物の管理の立会い、寄託物の記録書の通知、種苗の生産又はDNAの寄託における抽出を行うことができる。
- 3 試験依頼者、作成等依頼者又は種苗生産依頼者が複数人いる場合は、これらの者は品種類似性試験等の手数料等の納付の連帯責務者とする。

（手数料等の返金等）

第19条 管理部長は、第14条の2第2項の規定により種苗の生産の依頼があった場合において種苗の生産が成功しなかったとき、又は第16条第1項若しくは第3項の規定により品種類似性試験等を中止したときは、納付された手数料等は返金しないものとする。ただし、種苗管理センターの責めに帰すべき理由により品種類似性試験等を中止した場合は、試験依頼者、作成等依頼者及び種苗生産依頼者から納付された手数料等を返金するものとする。

第20条 管理部長は、品種類似性試験等の実施により生じた試験依頼者、作成等依頼者及び種苗生産依頼者の損害に対して、納付された手数料等を上限として返金することができる。

- 2 試験依頼者、作成等依頼者及び種苗生産依頼者は、品種類似性試験等の実施により損害が生じた場合において、試験依頼者、作成等依頼者及び種苗生産依頼者が管理部長に対して支払った手数料等の額を越える額を請求することはできない。

（農林水産大臣からの囑託によるDNA鑑定）

第21条 種苗管理センターは、育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令（平成18年農林水産省令第4号）に基づき、農林水産大臣から育成者権を侵害する物品に係る試料の鑑定の囑託があった場合には、迅速かつ的確にDNA鑑定を実施するものとする。

- 2 理事は、試料のDNA鑑定を終了したときは、速やかに別に定める鑑定結果報告書により農林水産大臣に報告するものとする。

（登録品種等のDNA情報のデータベース作成）

第22条 種苗管理センターは、DNA分析による品種類似性試験を的確に実施するため、農林水産植物の種類ごとに、登録品種、現地調査・栽培試験実施規程第12条により収集した対照品種その他の品種について、品種識別に利用できるDNAマーカーを用いて遺伝子型を判定し、これらを比較する等により、DNA情報のデータベースを作成するものとする。

(情報システムによる手続)

第23条 この規程に基づく提出、通知等の手続は、情報システム（情報システム利用規程（20規程第114号）第2条第9号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の情報システムを使用する方法により行われた手続は、情報システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに行われたものとみなす。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、品種保護対策業務の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元.9.17 31-13規程第146-1号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元.11.26 31-17規程第146-2号）

この規程は、令和元年11月26日から施行する。

附 則（令和3.4.1 03-7規程第146-3号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3.7.1 03-10規程第146-4号）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4.3.8 03-25規程第146-5号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4.4.1 04-4規程第146-6号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4.12.5 04-18規程第146-7号）

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

附 則（令和5.9.15 05規程第146-8号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6.1.22 05-20規程第146-9号）

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

別記（第17条第1項関係）

1 品種類似性試験の手数料

(1) 特性比較

試験実施機関	1 報告書当たりの基本手数料	備 考
種苗管理センター	45,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つの比較品種につき1通の報告書を作成する。 ・ 1つの比較品種と1つの登録品種等を比較する報告書の場合は基本手数料で実施する。 ・ 1報告書に対し1つの登録品種が増えるにつき基本手数料の額の50%を加算する。
関係行政機関、学校等	関係行政機関、学校等における特性比較の実施に要する額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依頼ごとに特性比較の実施に要する額を手数料額として算出する。

(2) 比較栽培

試験実施機関	1 報告書当たりの基本手数料	備 考
種苗管理センター	93,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つの比較品種につき1通の報告書を作成する。 ・ 1つの比較品種と1つの登録品種等を比較する報告書の場合は基本手数料で実施する。 ・ 1報告書に対し1つの登録品種等が増えるにつき基本手数料の額の50%を加算する。 ・ 種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）別表第3の2の年数が3年以上の区分に属する植物種の品種については、同表の年数を上限として、栽培期間が1年を経過する毎に基本手数料を徴収する。 ・ 栽培期間とは、は種、定植、挿し木等の実質的な栽培管理を開始した日から特性調査終了日までの期間をいう。
関係行政機関、学校等	関係行政機関、学校等における比較栽培の実施に要する額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依頼ごとに比較栽培の実施に要する額を手数料額として算出する。

(3) DNA分析

試験実施機関	1 報告書当たりの基本手数料	備 考
種苗管理センター	34,980円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つの比較品種につき1通の報告書を作成する。 ・ 1つの比較品種と1つの登録品種等を比較する報告書の場合の手数料である。 ・ 1回当たりの試験の分析試料数は、比較品種10試料以下、登録品種等1試料以下とする。
関係行政機関、学校等	関係行政機関、学校等におけるDNA分析の実施に要する額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依頼ごとにDNA分析の実施に要する額を手数料額として算出する。

2 侵害状況記録の作成の手数料

	手数料	備 考
侵害状況記録書	14,040円	原則として、1日又は1事件当たりとする。

3 寄託の手数料

寄託の内容	保管方法	寄託手数料 (1年間当たり)	備 考
種子・球根・種菌	冷蔵	2,990円	種菌の依頼1件当たりの寄託数量は、試験管10本以下とする。
苗・球根・切花	栽培	13,720円	
収穫物・加工品	冷凍・冷蔵・常温	2,990円	
DNA	冷凍	2,990円	

4 寄託物の管理の立会いの手数料

7,380円(1日当たり)

5 寄託物の記録の作成の手数料

3,850円(寄託物1件当たり)

6 種苗の生産の手数料

14,820円(1品種当たり)

7 DNAの寄託における抽出手数料

10,600円(1品種当たり)

8 品種類似性試験結果報告書、侵害状況記録書及び寄託物の記録書の複本の手数料

1,100円/部

注：(1) 上記1～8の手数料は、消費税相当額を含む金額である。

(2) 上記1～8の手数料には、振込手数料を含まない。

(3) 上記1～8の手数料には、試料の採取及び現地調査に要する職員の旅費相当額は含まない。